

指定確認検査機関の処分の基準（案）に対する主なご意見の概要と
それに対する国土交通省の考え方について

ご意見	国土交通省の考え方
<p>以下の理由から、『目的』に、「平成 17 年 11 月以降発覚した構造計算書偽装問題が国の建築制度の不備によるものであるとの反省に基づき、」を追記。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 建築行政の不備により個人に対し多大なる被害を生んだ事が契機であることから、国はその責任を明確にし、その反省と同様な被害を将来に亘り起こさないと言う決意を明示すべき。 ・ 国が処分を行う際の立場を明記すべき。 	<p>原案のとおりとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本処分基準については、今回の耐震偽装問題のためだけに制定するのではなく、今後発生する事案も含め、指定確認検査機関に対する処分一般を適正に行うためのものであること、また、確認検査業務の公正かつ的確な実施を確保することを目的としていることを明記しており、同様の事案のほか不正行為等の発生の防止を意図しているものです。 ・ 本処分基準は建築基準法第 77 条の 30 又は第 77 条の 35 第 2 項の規定に基づく処分に関するものであり、国土交通大臣が指定した指定確認検査機関を監督している立場で処分するものです。
<p>以下の理由から、『処分の基本方針』を、「建築物に関し、国の責任において国民の生命、健康及び財産の保護を図るという法の目的を踏まえつつ、<u>国の一切の責任において</u>」と修文。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ パブコメ案どおり処分が課されるとしても、その被害者の被害回復がなされることを確保できるものではない。 ・ 本基準運営上の責任主体を明確にしておく事が必要。 	<p>原案のとおりとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本処分基準については、建築基準法の規定に基づいて不正行為等を行った指定確認検査機関の処分を行い、確認検査業務の公正かつ的確な実施を確保することを目的として制定するものであって、被害者の被害回復を図るために制定されるものでないことをご理解頂きたいと思えます。 ・ 上欄 2 つめの・を参照下さい。
<p>「5 機関の処分の基準」の「(4) 情状等による処分の加重又は軽減」について、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「⑤ 積極的かつ速やかに是正（損失補填）に対応した場合」は、機関が行うべき当然の義務であると考えられることから削除し、「イ 処分を加重すべき場合」に「住宅等の購入者に対して積極的かつ速やかに是正（損失補填を含む賠償）に対応しない場合」を加えるべき。 	<p>一部修正します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新築住宅の瑕疵担保責任については、建設工事の請負人又は売主が果たすべきものであることから、案の内容としております。

<ul style="list-style-type: none"> 「ロ 処分を軽減すべき場合」のうち、「⑤ その他情状等を加味する必要がある場合」は、結果的にあらゆる場合を処分の軽減にあてはめる事ができる抜け道規定であり、本基準の厳格な運用を阻害するものであると考えられることから削除すべき 「ロ 処分を軽減すべき場合」のうち、「③ 行為を行うにつきやむを得ない事情がある場合」のやむを得ない事情の具体的な例示をすべき。 	<ul style="list-style-type: none"> 処分を加重すべき場合の⑧と同様、①から⑤に掲げている軽減事由以外の事態が生じる場合に対応する趣旨で規定しているものであり、恣意的に処分の軽減を図るための規定ではないことをご理解いただきたいと思います。なお、「処分を軽減すべき場合」を「処分を軽減できる場合」に修正します。 「災害や指定確認検査機関の責めに帰すことのできない事故の発生等」の例示を追記します。
<p>以下のように、処分内容を厳しくすべき。</p> <ul style="list-style-type: none"> 根拠条項第 77 条の 35 第 2 項一、関連条項第 77 条の 26 に規定されている「確認検査義務違反」に対する標準的な処分内容が業務停止命令 3 月となっているが、指定確認検査機関が確認検査義務違反を行うことは故意若しくは重大な過失があった場合と考えられ、取消しも視野に入れた処分内容を検討すべきではないか。また、過失による軽度な確認検査義務違反が想定されるのであればその点については明確に提示し処分は 3 月以上とすべきではないか。 根拠条項第 77 条の 35 第 2 項四、関連条項第 77 条の 20 一に規定されている「確認検査員の必要人数基準への不適合」及び根拠条項第 77 条の 35 第 2 項四、関連条項第 77 条の 20 六に規定されている「確認検査の業務を行うにつき十分な適格性を有していない」に対する標準的な処分内容が共に業務停止命令 3 月となっているが、指定確認検査機関が確認検査員の必要人数基準に適合していなかったり、適格性を有していないのであれば、その基準が満たされるまでは業務停止を継続すべきであり、その業務停止命令は上記違反に伴い最低 3 月とすることを明確にしておくべきである。 根拠条項第 77 条の 35 第 2 項五、関連条項第 77 条の 31 第 1 項に規定されている「①確認検査の業務に関し必要な報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき」「②確認検査の業務の状況等の検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき」「③確認検査の業務の状況等の質問に対して答弁せず、又は虚偽の答弁をしたとき」に対する標準的な処分内容が業務停止命令 1 月となっているが、指定確認検査機関が検査、報告を行わない若しくは虚偽の報告等を行うことは 	<p>原案のとおりとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> 確認検査義務違反とは、建築基準法第 77 条の 26 に基づき、確認検査を行うべきことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、確認検査を行わなければならないことに違反した場合を想定していることから、案の処分内容としているものであります。 3 月の業務停止命令後も依然として、確認検査員の必要人数基準に適合していなかったり、適格性を有していないのであれば、「5(3)過去に処分を受けている場合の取扱い」に従って、より厳しい処分が行われることとなります。 報告事項は重大なものから軽微なものまで様々なものが想定されますが、このうち指定基準に関する事項など重大なものについては、他の処分事由により、より重い処分内容となります。

<p>当該指定確認検査機関は指定確認検査を継続する資格があるとは考えられず、標準的な処分内容は指定確認検査機関としての指定取消しとすべき</p>	
<ul style="list-style-type: none"> 情状等により処分を軽減すべき場合について、機関が問題解決にあたった結果、すべて問題なしとなった場合のさらなる軽減措置を考慮すべき。また、①～⑥の2以上に該当する場合を一律としているが、3以上、4以上でも区分し、より細分化した軽減措置を検討すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> 本処分基準は、国土交通大臣が指定する指定確認検査機関の行う確認検査の業務に係る不正行為等を厳正に対処し、もって確認検査の業務の公正かつ適確な実施を確保することを目的として定めるものです。実際の処分に当たっては、確認検査の業務に係る不正行為等に関し、立入検査等により把握された事実に基づき、当該処分基準に照らし、情状も加味した上で適切に行われます。
<ul style="list-style-type: none"> 先に愛知県において定められた指定確認検査機関検査・監督要領（案）との整合を図るべき。 	<ul style="list-style-type: none"> 指定確認検査機関の処分の基準については、策定後、地方整備局長や都道府県知事あてに送付する予定です。
<ul style="list-style-type: none"> 以前（平成14年）にあった、確認検査員以外の者による確認検査の実施に対する処分の事例に照らした場合、今回の基準案でみると、処分ランクCに該当し、業務停止3ヶ月となるが、実際は1ヶ月の処分であった。それから現在まで、法令等の条件的な変化が無い中で、当然、同じ行為であれば同じ処分であるはずと思われるが、それとの整合は、どうするのか？ 	<ul style="list-style-type: none"> 平成14年の事例における処分の内容は、当時の建築行政に係る他の処分基準等を参考に、当時の建築行政の状況を勘案して定めたものであります。
<ul style="list-style-type: none"> 「安全性等、法的に問題がなかった場合」であれば、そもそも処分事由には該当しない旨を明記すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> 「安全性等、法的に問題がなかった場合」であっても、確認検査業務に過失があれば、処分される場合があります。実際の処分に当たっては、確認検査の業務に係る不正行為等に関し、立入検査等により把握された事実に基づき、当該処分基準に照らし、情状も加味した上で適切に行われます。
<ul style="list-style-type: none"> 処分基準に基づいて実際に処分をしようとするとき、今後の建築確認・検査制度の信頼性向上という見地から、以下のこととの整合性を保って実施されるべきであると思料する。前回の建築基準法の改正に際して、平成10年5月28日の参議院国土・環境委員会における、政府委員小川忠男住宅局長（当時）の答弁には、「・・・行政上も、故意あるいは重過失をした確認検査員その者に対して業務停止あるいは登録そのものを抹消する行政処分があり得る。恐らく故意の場合には、確認検査員だけでなく、確認検査員が属している指定確認検査機関、会社としての確認検査機関そのものに対しても業務停 	<ul style="list-style-type: none"> 実際の処分に当たっては、御指摘の点も踏まえ、確認検査の業務に係る不正行為等に関し、立入検査等により把握された事実に基づき、当該処分基準に照らし、情状も加味した上で適切に行われます。

<p>止あるいは指定取り消しがあり得る。」とある。</p>	
<ul style="list-style-type: none"> 特定行政庁への報告義務違反等について、処分ランクDではなく、処分ランクEの監督命令が妥当である。 	<ul style="list-style-type: none"> 本処分基準は、国土交通大臣が建築基準法に基づく処分を行う場合の統一的な基準について、国土交通大臣が指定する指定確認検査機関の行う確認検査の業務に係る不正行為等に厳正に対処し、もって確認検査の業務の公正かつ適確な実施を確保することを目的として定めるものであることをご理解いただければと思います。
<ul style="list-style-type: none"> 処分の実効性を確保する為には、弁明の機会が必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> 行政手続法（平成5年法律第88号）に基づいて適正な手続を行うこととしています。
<ul style="list-style-type: none"> 司法処分の手続き中でも行政処分を保留する必要はないと考える。 	<ul style="list-style-type: none"> 司法処分の手続きのなかで事実が明らかになることも想定されることから、司法処分の手続き中に行政処分を保留することができる旨を定めたものです。
<ul style="list-style-type: none"> 処分基準の施行以前に行われた行為に対する取り扱いを明確にすべき。 業務停止中には、いかなる業務も行うことができないのか、明確にすべき。 	<ul style="list-style-type: none"> 本処分基準の施行以前に行われた行為についても、確認検査の業務に係る不正行為等に関し、立入検査等により把握された事実に基づき、当該処分基準に照らし、情状も加味した上で適切に処分が行われます。なお、本処分基準は、改正行政手続法が4月1日に施行され、処分基準を定める際のパブリックコメントの手続きが義務化されたことから、これを踏まえてパブリックコメントの手続きを経て定めることとしたものです。 業務停止処分を行う場合は、これまでと同様、当該処分を受ける指定確認検査機関に対して、新規の契約に基づく業務を行ってはならないこと等の業務停止期間中に行ってはならない業務をあわせて通知する予定です。
<ul style="list-style-type: none"> 適切な指導があれば未然に防げたような違反であっても指定確認検査機関のみが処分を受けるのか。 	<ul style="list-style-type: none"> 本処分基準は、国土交通大臣が建築基準法に基づき指定確認検査機関の処分を行う場合の統一的な基準について、国土交通大臣が指定する指定確認検査機関の行う確認検査の業務に係る不正行為等に厳正に対処し、もって確認検査の業務の公正かつ適確な実施を確保することを目的として定めるものであることをご理解頂ければと思います。
<ul style="list-style-type: none"> 特定行政庁の違法な指示に従って行った行為であっても、指定確認検査機関が処分を受けるのか。 	<ul style="list-style-type: none"> 実際の処分に当たっては、確認検査の業務に係る不正行為等に関し、立入検査等により把握された事実に基づき、当該処分基準に照らし、情状も加味した上で適切に行われます。

<ul style="list-style-type: none"> 指定確認検査機関の職員であった者が流出させた顧客情報等についても、当該機関の秘密保持義務がかかるのか。 	<ul style="list-style-type: none"> 実際の処分には当たっては、確認検査の業務に係る不正行為等に関し、立入検査等により把握された事実に基づき、当該処分基準に照らし、情状も加味した上で適切に行われます。
<ul style="list-style-type: none"> 確認検査員の必要人数について、人員算定の方法、時期等を明確に定めてもらいたい。 	<ul style="list-style-type: none"> 建築基準法に基づく指定資格検定機関等に関する省令（平成 11 年建設省令第 13 号）第 16 条に、業務を行う建築物等の区分に応じて年間件数に対する確認検査員の必要人数を定めています。
<ul style="list-style-type: none"> 各種報告義務について、1 日でも遅れた場合処分の対象となるのか。 	<ul style="list-style-type: none"> 各種報告義務について、1 日でも遅れた場合には、処分の対象となり得ますが、実際の処分には当たっては、確認検査の業務に係る不正行為等に関し、立入検査等により把握された事実に基づき、当該処分基準に照らし、情状も加味した上で適切に行われます。
<ul style="list-style-type: none"> 確認のミス等は判定資格者の問題であると考えが、指定確認検査機関も連帯責任を負うのか。 	<ul style="list-style-type: none"> 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 77 条の 35 第 2 項第 5 号の規定のとおり、確認検査員が確認検査の業務に関し著しく不適当な行為をしたときは、指定確認検査機関は、指定の取消しや業務停止命令を受けることがあります。
<ul style="list-style-type: none"> 知事指定の機関、特定行政庁も処分の対象に追加すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> 都道府県知事が指定する指定確認検査機関の処分の基準については、それぞれの指定権者により定められるものです。なお、建築基準法上特定行政庁は国土交通大臣による処分の対象とならないことをご理解いただければと思います。
<ul style="list-style-type: none"> 指定確認検査機関と登録住宅性能評価機関の処分内容に軽重があり、公平さに欠けるので、軽い側の揃えるべき。 	<ul style="list-style-type: none"> 本処分基準は、国土交通大臣が建築基準法に基づき指定確認検査機関の処分を行う場合の統一的な基準について、国土交通大臣が指定する指定確認検査機関の行う確認検査の業務に係る不正行為等に厳正に対処し、もって確認検査の業務の公正かつ適確な実施を確保することを目的として定めるものです。したがって、住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づき登録住宅性能評価機関の処分を行う場合の統一的な基準と異なる場合があることについてご理解いただければと思います。
<ul style="list-style-type: none"> 指定確認検査機関の処分の内容が、国土交通省所管の航空会社、自動車会社等に対する処分の内容に比べて厳しすぎるので見直すべき。他業界・事例では、例えば業務停止は 1 日単位で出されており、むしろ 1 ヶ月の業務停止が出たら、それは、異例的扱いとなる。それから比較 	<ul style="list-style-type: none"> 本処分基準は、国土交通大臣が指定する指定確認検査機関の行う確認検査の業務に係る不正行為等に厳正に対処し、もって確認検査の業務の公正かつ適確な実施を確保することを目的として定めるものであることをご理解いただければと思います。実際の処分には当たっては、

<p>すると今回の基準案での業務停止期間が、最低1ヶ月からというのは、他とのバランスを欠く内容ではないかと思われる。</p>	<p>確認検査の業務に係る不正行為等に関し、立入検査等により把握された事実に基づき、当該処分基準に照らし、情状も加味した上で適切に行われます。</p>
<ul style="list-style-type: none"> 偶発的なミスの場合、即処分とするのではなく、まずは指導監督を行うべき。 	<ul style="list-style-type: none"> 実際の処分に当たっては、確認検査の業務に係る不正行為等に関し、立入検査等により把握された事実に基づき、当該処分基準に照らし、情状も加味した上で適切に行われます。
<ul style="list-style-type: none"> 書類の不備や是正指導により、検査後7日以内に特定行政庁に報告することは困難な現状があり、処分対象とすべきではない。処分前に、経過に応じて、口頭注意、文書注意、文書勧告、監督命令等の配慮があつてしかるべき。 	<ul style="list-style-type: none"> 本処分基準は、国土交通大臣が指定する指定確認検査機関の行う確認検査の業務に係る不正行為等に厳正に対処し、もって確認検査の業務の公正かつ適確な実施を確保することを目的として定めるものであることをご理解いただければと思います。実際の処分に当たっては、確認検査の業務に係る不正行為等に関し、立入検査等により把握された事実に基づき、当該処分基準に照らし、情状も加味した上で適切に行われます。
<ul style="list-style-type: none"> 業務停止の期間が1年を超えると取り消しとなる理由如何。 	<ul style="list-style-type: none"> 本処分基準は、国土交通大臣が指定する指定確認検査機関の行う確認検査の業務に係る不正行為等に厳正に対処し、もって確認検査の業務の公正かつ適確な実施を確保することを目的とするものであり、業務停止期間が1年を超えるような不正行為等の積み重ねは取消し処分に相当すると考えております。
<ul style="list-style-type: none"> 法第77条の35第2項第5号の処分の内容を厳しくすべき。 	<ul style="list-style-type: none"> 実際の処分に当たっては、確認検査の業務に係る不正行為等に関し、立入検査等により把握された事実に基づき、当該処分基準に照らし、情状も加味した上で適切に行われます。
<ul style="list-style-type: none"> 処分を行った場合には、公表すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> 建築基準法第77条の35第3項に基づき、取消しや業務停止の処分を行った場合は公示されることとなります。
<ul style="list-style-type: none"> 長期間経過している場合の取り扱いについて、長期間を5年間とするのは短すぎる。 	<ul style="list-style-type: none"> 「8」に規定する長期間経過している場合の取り扱いについては、「処分をしないことができる」場合があることを定めているものです。なお、実際の処分に当たっては、確認検査の業務に係る不正行為等に関し、立入検査等により把握された事実に基づき、当該処分基準に照らし、情状も加味した上で適切に行われます。
<ul style="list-style-type: none"> 処分を行う場合の執行開始時期を処分の公表後1ヶ月程度からとすべき。 	<ul style="list-style-type: none"> 処分を行う際の処分通知に当たっては、通知日から一定期間を経た業務停止等の施行日を含め通知することとしております。
<ul style="list-style-type: none"> これまでの行政処分の基準を明示し、改正内容を比較説明すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> 本処分基準は、改正行政手続法が4月1日に施行され、処分基準を定める際のパブリックコメ

	<p>ントの手続きが義務化されたことから、これを踏まえてパブリックコメントの手続きを経て定めることとしたものです。</p>
<ul style="list-style-type: none"> 別表の根拠条項法 77 条の 35 第 2 項第 5 号における「その他」の処分は実態を配慮し内容を決定されたい。 	<ul style="list-style-type: none"> 確認検査の業務に係る不正行為等に関し、立入検査等により把握された事実に基づき、当該処分基準に照らし、情状も加味した上で適切に処分が行われます。
<ul style="list-style-type: none"> 情状等による軽減措置の期間を案の 1 / 2 とする。 	<ul style="list-style-type: none"> 情状に関する規定は、建築行政に係る他の処分基準を参考として定めようとするものであり、適切であると考えています。
<ul style="list-style-type: none"> 「1. 趣旨」に掲げる文中、「…の業務に係る不正行為等に厳正に対し…」のフレーズを削除すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> 本処分基準については、今回の耐震偽装問題のためだけに制定するのではなく、今後発生する事案も含め、指定確認検査機関に対する処分一般を適正に行うためのものであること、また、確認検査業務の公正かつ確な実施を確保することを目的としていることを明記しており、同様の事案の発生の防止を意図しているものです。
<ul style="list-style-type: none"> 「3. 処分の基本方針」に掲げる文中、「…、不正行為等の…」のフレーズを削除すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> 本処分基準については、今回の耐震偽装問題のためだけに制定するのではなく、今後発生する事案も含め、指定確認検査機関に対する処分一般を適正に行うためのものであること、また、確認検査業務の公正かつ確な実施を確保することを目的としていることを明記しており、同様の事案の発生の防止を意図しているものです。
<ul style="list-style-type: none"> 別表に掲げる処分内容は厳しすぎる。 	<ul style="list-style-type: none"> 本処分基準は、国土交通大臣が指定する指定確認検査機関の行う確認検査の業務に係る不正行為等に厳正に対処し、もって確認検査の業務の公正かつ適確な実施を確保することを目的として定めるものであることをご理解いただければと思います。
<ul style="list-style-type: none"> 処分の内容が業務件数との関係で定められていないので、多く取り扱っている会社が不利になる。 	<ul style="list-style-type: none"> 全ての確認検査が適確に行われるべきであり、取扱い件数の多寡により異なる基準を適用することは、国土交通大臣が指定する指定確認検査機関の行う確認検査の業務に係る不正行為等に厳正に対処し、もって確認検査の業務の公正かつ適確な実施を確保するという目的に照らし不適切であると考えています。
<ul style="list-style-type: none"> 処分事由の義務違反の範囲、内容をもっと明確にするべき。 	<ul style="list-style-type: none"> 処分事由は建築基準法に基づき規定しているものであり、実際の処分に当たっては、確認検査の業務に係る不正行為等に関し、立入検査等により把握された事実に基づき、当該処分基準に照らし、情状も加味した上で適切に行われま

	す。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 業務停止命令1ヶ月は厳しすぎるので、業務停止命令を1日、3日、7日、10日などとして定めるべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本処分基準は、国土交通大臣が指定する指定確認検査機関の行う確認検査の業務に係る不正行為等に厳正に対処し、もって確認検査の業務の公正かつ適確な実施を確保することを目的として定めるものであることをご理解いただければと思います。実際の処分に当たっては、確認検査の業務に係る不正行為等に関し、立入検査等により把握された事実に基づき、当該処分基準に照らし、情状も加味した上で適切に行われます。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 構造計算書偽装問題について、現在、司法の場や行政機関でその問題点等について解明中であり、処分の基準の策定を急ぐべきではない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本処分基準については、今回の耐震偽装問題のためだけに制定するのではなく、今後発生する事案も含め、指定確認検査機関に対する処分一般を適正に行うためのものであること、また、確認検査業務の公正かつ適確な実施を確保することを目的としていることを明記しており、同様の事案の発生の防止を意図しているものです。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 設計者の責任において設計図書を作成する（安全性を保証する）という当然のルールの中で、設計者の計算ミス、データの入力ミス、技術力不足、設計にかかる時間が足りないことによる設計図書の不備などに対してまで、指定確認検査機関が責任を負うのは不合理ではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 確認検査の業務に係る不正行為等に関し、立入検査等により把握された事実に基づき、当該処分基準に照らし、情状も加味した上で適切に処分が行われます。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 国民の生命、健康及び財産の保護を図るという法の目的に対して、指定確認検査機関に対する処分が「処分ランクA」においてさえも「取消し」に止まっているのは、結果が重大またはその社会的影響が大きい違法行為の抑止力としては不十分であり、10年以上の懲役刑を処分として盛り込むべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今回定める「指定確認検査機関の処分の基準」は行政処分について定めるものであり、指定の取消しが最も重い処分であることをご理解いただきたいと思います。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 指定確認検査機関が「処分」に対する不服申し立てをすることができる第三者で構成する審査会を設けるべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 行政手続法（平成5年法律第88号）や行政不服審査法（昭和37年法律第160号）に基づいて適正な手続を行うこととしています。

※ 類似の内容については、趣旨を損なわない範囲で適宜まとめさせていただきました。

※ いただいたご意見のうち、本件に直接関係がございませんでした制度改正等に関するご意見についても、今後の検討の参考とさせていただきます。